

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Reach Alternatives(以下、「本法人」という。)の役員報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額の決定)

第2条 本法人の定款施行細則(定款第52条による)第4条(報酬)の定めにより、定款第17条1項および第2項の規定により常勤の役員の報酬の額は理事長がこれを定める。ただし、理事長が常勤であり有給となる場合の理事長の報酬の額については、理事会の承認を得なければならない。

(通勤費)

第3条 常勤役員の通勤費は、職員給与規定に準じて支給する。

(附則)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決を経て、理事長がこれを行う。

この規程は、2015年4月1日から施行する。

給 与 規 定

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

2023 年 5 月 1 日 改 定

特定非営利活動法人 Reach Alternatives

給 与 規 程

目 次

第 1 章 総則

第 1 条	目的	1
第 2 条	給与の種類	1
第 3 条	締切日及び支払日	1
第 4 条	非常時払	1
第 5 条	給与の支払	1
第 6 条	給与控除	1
第 7 条	休暇等の賃金	2
第 8 条	業務災害による休業中の賃金	2
第 9 条	給与の計算方法	2

第 2 章 基準内賃金

第 10 条	基本給	2
--------	-----	---

第 3 章 基準外給与

第 11 条	役職給、職能給	3
第 12 条	時間外手当	3
第 13 条	休日出勤手当	3
第 14 条	深夜勤務手当	3
第 15 条	時間単価	3
第 16 条	通勤手当	3

第 4 章 給与改定

第 17 条	給与改定	3
--------	------	---

附則		3
----	--	---

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第31条に基づき、労働者の給与などに関する事項を定める。

2. 短時間勤務労働者については、別に定めるそれぞれの規程による。

(給与の種類)

第2条 給与は次のとおり分類する。

- ① 基準内給与
 - 基本給
- ② 基準外給与
 - 役職給
 - 職能給
 - 時間外勤務手当
 - 休日出勤手当
 - 深夜勤務手当
 - 通勤手当

(締切日及び支払日)

第3条 給与の計算期間は、当月1日から起算し当月末日をもって締切り、当月25日に支給する。25日が休日に当たる場合は前日に支給する。

(非常時払)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合は、労働者（労働者が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- ① 本人が死亡したとき
- ② その他、法人がやむを得ないと認めたとき

(給与の支払)

第5条 給与は、全額を労働者の指定する金融機関の口座へ振込むものとする。

(給与控除)

第6条 次の各号に定められたものは、前条の規定にかかわらず給与より控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険料(介護保険料を含む)の被保険者負担分
- ④ 厚生年金保険料の被保険者負担分
- ⑤ 雇用保険料の被保険者負担分
- ⑥ その他労使協定によるもの

(休暇等の賃金)

第7条 就業規則に規定する休暇についての賃金の支給、不支給については、次の通り。

- ① 年次有給休暇、特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- ② 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇の期間及び介護休暇の期間、育児時間、生理日の休暇、裁判員制度休暇の期間は、賃金は支給しない。
- ③ 休職期間については、賃金を支給しない。

(業務災害による休業中の賃金)

第8条 労働者が業務災害により休業した場合、最初の3日間は通常の給与を支給する。4日目からは労働者災害補償保険法の休業補償給付を受けるものとする。

(給与の計算方法)

第9条 遅刻、早退、欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給、役職給及び職能給を支給しない。なお、通勤手当は、欠勤の場合に欠勤日数分を控除することがある。

2. 遅刻、早退、欠勤による休業時間に対応する基本給、役職給及び職能給は、試用期間中を除き、本法人の判断により支給することもある。

3. 第1項の計算は、1ヶ月平均所定労働時間を160時間として計算する。1ヶ月平均所定労働時間数は下記の計算式により算出する。

$$1 \text{ ヶ月平均所定労働日数 } 20 \text{ 日} = (365 \text{ 日} - \text{土曜日及び日曜日 } 104 \text{ 日} - \text{国民の祝日 } 16 \text{ 日}) \div 12$$

$$1 \text{ ヶ月平均所定労働時間 } 160 \text{ 時間} = 1 \text{ ヶ月平均所定労働日数 } 20 \text{ 日} \times 8$$

※少数点以下切捨

4. 給与計算期間の中途において入退職した者に対する給与は、基本給、役職給、職能給及び通勤手当を日割りで計算して支給するものとする。

5. 前項の給与の日割計算は、次の算式にて算出する。

$$\text{給与日額} = \text{出勤日数} \div (\text{当該月の暦日数} - \text{休日})$$

6. 給与計算期間における給与の総額に1円未満の端数を生じた場合は、これを1円に切り上げるものとする。

第2章 基準内給与

(基本給)

第10条 基本給は月給制とし、本人の能力、役割、職務内容などにより、別に定める給与表に基づいて決定する。

第3章 基準外給与

（役職給、職能給）

第11条 役職給、職能給は月給制とし、本人の能力、役割、職務内容などにより、別に定める給与表に基づいて決定する。

（時間外手当）

第12条 所定労働時間外に労働した場合及び法定休日以外の休日に労働した場合は、1時間につき時間単価の125%を支給する。ただし、あらかじめ休日を振替えた場合はこの限りではない。

2. 前項の規定に関わらず、役職給を受給するものについては本条を適用しない。また、職能給を受給する者については、所定労働時間外及び休日労働時間の合計が20時間を超えない場合には本条を適用しない。

（休日出勤手当）

第13条 法定休日に労働した場合、1時間につき時間単価の135%を支給する。

2. 前項の規定に関わらず、役職給を受給するものについては本条を適用しない。

（深夜勤務手当）

第14条 午後10時より午前5時まで労働した場合、1時間につき時間単価の25%を支給する。

2. 所定労働時間外の労働、法定休日以外の休日、法定休日の労働が午後10時より午前5時までに及んだ場合は、それぞれ時間外手当又は休日出勤手当の割増率に、深夜勤務手当の割増率を加算する。

（時間単価）

第15条 時間単価は、基本給月額を第9条第3項により計算した1ヶ月平均所定労働時間で除して算出する。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤し申請書を提出した労働者に対して、本法人が合理的かつ最短と認めた経路の定期券代を支給する。

2. 前項の定期券代の支給は、月額30,000円を上限とする。

3. 第1項の経路は別に定める規程により判断する。

第4章 給与改定

（給与改定）

第17条 労働者の給与の改定は入職後1年を経過した日の翌月に原則として実施し、翌年以降も同月に原則として実施する。

2. 給与の改定は本法人の財務状況及び労働者に対する人事評価を考慮して決定する。また、改定の対象は原則として基本給、役職級、職能給とする。

3. 本法人は、特別の事情がある場合には改定期間を変更することがある。この場合、本法人は事前に十分

な説明を労働者に行うものとする。

4. 本法人は、特別の事情がある場合に第1項に規定のほかに特定の社員の給与改定を行うことがある。

5. 次に掲げる者は、給与改定の対象とはしない。

- ① 傷病などの業務外の事由により、実勤務日数が所定勤務日数の3分の2に達しない労働者
- ② 休職中の労働者
- ③ 退職手続中の労働者
- ④ 懲戒処分を受けている労働者

付則

制定 2012年10月1日

改定 2013年5月27日

改定 2014年3月1日

改定 2015年10月1日

改定 2018年2月1日

改定 2020年1月1日

改定 2022年5月1日

改定 2023年5月1日

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternative	事業年度	令和6年4月1日～7年3月31日
-----	-----------------------------	------	------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取支持会費	360,000 円
受取一般会費	415,000 円
受取寄附金	39,156,706 円
受取補助金	277,173,969 円
請負業	0 円
受取利息	32,726 円
その他収益	500,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	317,638,401 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

- 2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		277,173,969 円	南スーダン国における国内難民の保護事業(第4期) 他 11 件
		4,500,000 円	寄付金
		3,500,000 円	寄付金
		2,400,000 円	寄付金
		1,000,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		51,176,644 円	アフガニスタンにおける食料現金配布事業等の活動費
		26,799,804 円	パレスチナ ガザ地区における食料支援事業等の活動費
		31,118,886 円	シリア難民への生活支援等の事業活動費
		16,900,100 円	トルコにおけるシリア難民生活支援等の事業活動費
		7,526,448 円	南スーダン事業における避難民への生活支援物品購入費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		該当なし		円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			報酬	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	5,250,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
25 人	64,484,608 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和6年 7月10日	59,035 円	現地 NPO 支援
		令和6年 8月20日	72,205 円	現地 NPO 支援
		令和6年 8月20日	6,302 円	現地 NPO 支援
		令和6年 11月28日 ～12月3日	7,315,412 円	生活支援
		令和7年1月 30日～2月4日	4,606,801 円	生活支援
		合 計	12,059,755 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額	
令和6年4月5日	ケニア事業関連資金	2,431,840	円
令和6年4月11日	アフガニスタン事業関連資金	2,400,763	円
令和6年4月26日	アフガニスタン事業関連資金	2,851,386	円
令和6年4月26日	南スーダン事業関連資金	1,430,435	円
令和6年5月2日	アフガニスタン事業関連資金	10,655,066	円
令和6年5月14日	トルコ事業関連資金	127,461	円
令和6年5月15日	トルコ事業関連資金	874,921	円
令和6年5月17日	トルコ事業関連資金	3,679,630	円
令和6年5月29日	南スーダン事業関連資金	18,077,241	円
令和6年6月10日	アフガニスタン事業関連資金	9,490,712	円
令和6年6月10日	トルコ事業関連資金	3,501,357	円
令和6年6月11日	トルコ事業関連資金	5,066,560	円
令和6年6月17日	トルコ事業関連資金	792,650	円
令和6年6月17日	トルコ事業関連資金	7,767,970	円
令和6年6月24日	トルコ事業関連資金	976,380	円
令和6年7月9日	南スーダン事業関連資金	4,706,752	円
令和6年7月11日	アフガニスタン事業関連資金	2,768,621	円
令和6年7月16日	アフガニスタン事業関連資金	9,898,337	円

令和 6 年 7 月 17 日	ケニア事業関連資金	2,552,960	円
令和 6 年 7 月 24 日	トルコ事業関連資金	5,506,137	円
令和 6 年 8 月 1 日	トルコ事業関連資金	301,240	円
令和 6 年 8 月 8 日	南スーダン事業関連資金	2,371,833	円
令和 6 年 8 月 19 日	トルコ事業関連資金	241,266	円
令和 6 年 8 月 19 日	トルコ事業関連資金	476,576	円
令和 6 年 8 月 27 日	トルコ事業関連資金	1,604,460	円
令和 6 年 8 月 28 日	アフガニスタン事業関連資金	9,184,695	円
令和 6 年 9 月 11 日	南スーダン事業関連資金	3,643,119	円
令和 6 年 9 月 27 日	アフガニスタン事業関連資金	1,741,468	円
令和 6 年 9 月 27 日	ケニア事業関連資金	2,344,480	円
令和 6 年 10 月 4 日	トルコ事業関連資金	5,908,800	円
令和 6 年 10 月 4 日	トルコ事業関連資金	5,554,272	円
令和 6 年 10 月 24 日	南スーダン事業関連資金	9,372,577	円
令和 6 年 10 月 24 日	トルコ事業関連資金	7,151,235	円
令和 6 年 11 月 13 日	南スーダン事業関連資金	6,035,103	円
令和 6 年 11 月 18 日	トルコ事業関連資金	466,050	円
令和 6 年 11 月 26 日	トルコ事業関連資金	31,436	円
令和 6 年 11 月 26 日	トルコ事業関連資金	776,200	円
令和 6 年 11 月 29 日	南スーダン事業関連資金	7,432,680	円
令和 6 年 12 月 9 日	トルコ事業関連資金	387,567	円
令和 6 年 12 月 20 日	南スーダン事業関連資金	4,285,927	円

令和 6 年 12 月 20 日	アフガニスタン事業関連資金	1,324,848	円
令和 6 年 12 月 20 日	ケニア事業関連資金	2,463,725	円
令和 6 年 12 月 20 日	トルコ事業関連資金	596,347	円
令和 6 年 12 月 30 日	パレスチナ ガザ事業関連資金	2,265,927	円
令和 7 年 1 月 10 日	トルコ事業関連資金	6,367,200	円
令和 7 年 1 月 22 日	アフガニスタン事業関連資金	516,912	円
令和 7 年 1 月 22 日	アフガニスタン事業関連資金	5,002,979	円
令和 7 年 1 月 24 日	パレスチナ ガザ事業関連資金	12,586,400	円
令和 7 年 1 月 27 日	トルコ事業関連資金	162,727	円
令和 7 年 1 月 30 日	トルコ事業関連資金	5,856,576	円
令和 7 年 1 月 31 日	トルコ事業関連資金	108,801	円
令和 7 年 2 月 10 日	南スーダン事業関連資金	11,735,397	円
令和 7 年 2 月 14 日	ケニア事業関連資金	5,075,730	円
令和 7 年 2 月 28 日	トルコ事業関連資金	3,647,720	円
令和 7 年 2 月 28 日	トルコ事業関連資金	5,273,450	円
令和 7 年 3 月 14 日	パレスチナ ガザ事業関連資金	11,947,477	円
令和 7 年 3 月 17 日	南スーダン事業関連資金	10,578,704	円
令和 7 年 3 月 17 日	トルコ事業関連資金	5,633,984	円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternatives					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						○
イ						
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	6年4月1日～7年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。 (例) 33.333...% → 33.3%						
ロ						
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	☒ はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternatives	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		7人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任 年月日
瀬谷 ルミ子		理事		○						H23.4.1就任
永井 恒男		理事		○						H23.4.1就任
中土井 僚		理事		○						H24.3.15就任
宮下 幸子		理事		○						H24.3.16就任
佐藤 純一		理事		○						R3.3.31就任
河北 美穂		理事		○						R6.4.1就任
柴田 秀孝		監事		○						H23.4.1就任 R6.6.24 辞任
向山 光浩		監事		○						R6.7.19就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternatives		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	電子ファイル (弥生会計) 年次決算後印刷し、バインダーに綴じ込み	随時	7年
預金出納帳	電子ファイル (弥生会計) 年次決算後印刷し、バインダーに綴じ込み	随時	7年
総勘定元帳	電子ファイル (弥生会計) 年次決算後印刷し、バインダーに綴じ込み	随時	7年
補助元帳	電子ファイル (弥生会計) 年次決算後印刷し、バインダーに綴じ込み	随時	7年
仕訳日記帳	電子ファイル (弥生会計) 年次決算後印刷し、バインダーに綴じ込み	随時	7年
振替伝票	電子ファイル (弥生会計) その都度印刷し、バインダーに綴じ込み	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動団体 Reach Alternatives					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternatives		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			○				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意							
する	しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternatives
-----	------------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
② 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 Reach Alternatives	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等(注事項1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等(注事項2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ